

目次 1 学部長・研究科長からのごあいさつ

2 法科大学院ローレビューについて／リーディング大学院プログラムの試み／オープンキャンパス法学部企画

3 ご逝去された先生方を偲んで

4 2013年度東京大学ホームカミングデイ 法学部企画開催

学部長・研究科長からの ごあいさつ *Message*

新聞等で報道されている通り、現在、東京大学では学部教育の総合的な改革が進行中です。本年の7月には、役員会において、「学部教育の総合的改革に関する実施方針」が決定されました。これは、本年6月に出された入学時期等の教育基本問題検討会議の答申を踏まえて行われた東京大学の機関決定であり、その意義には極めて大きなものがあります。

まず、社会的な関心度がひときわ高い学事暦に関しては、4ターム（学期）制を導入することが決定されました。これは、学修の集中化・実質化によって、学修の質と量を確保すると共に、学生が海外留学することを容易にするなどによって、国際流動性を高めることを狙いとしています。この制度改革自体、極めて大きな意義をもつものですが、さらに重要なのが、「学部教育の総合的改革に係るアクションリスト」を定め、平成27年度末までの間に、それを実施するとしていることです。この「アクションリスト」は、「学びの質の向上・量の確保」「主体的な学びの促進」「流動性の向上と学習機会の多様化」「学士課程としての一体性の強化」「教育制度の大枠の改善」について、それぞれ、いくつかの項目から構成されています。これを、いずれも平成27年度末までに実施することによって、東京大学における学部教育の大幅な改善を図ることを目指しています。

法学部といたしましても、上記の機関決定を受けて、昨年から行ってまいりました法学部教育改善の検討をさらにすすめ、具体的な教育改革プランを策定して、それを実行することにしております。現在、法学部への入学志願者が全国的に低落傾向にある中で、法学部で学ぶことの意義が必ずしも十分に理解されていないという状況を抜本的に改善することが必要です。そのため、法学部教育の内容をさらに充実したものとし、それとともに法学部教育の意義を社会に発信することが必要です。

法学部では、学部教育の内容を一層充実したものとするために、次の三つの柱からなる改革を進めようとしております。まず、法学部教育に対する社会の期待・要請を十分に考慮し、法学部における人材育成をより強化するという観点から、従来の類別（第1類・第2類・第3類）の再編を検討しています。すなわち、法学部で学ぶことの意義をさらに明確化するとともに、多様なニーズに応えることのできるコース編成を行うことが課題です。次に、教育の国際化の推進が必要です。外国語による授業をさらに展開し、学生の国際流動性を一層促進するために必要な措置をとる予定です。法学部教育の国際化は、近年、進みつつありますが、その動きをさらに加速させたいと考えております。第三が、教育方法の改善です。限られた数の教室で一学年400名からなる学生を教育するという条件の中で、いかに充実した教育を実施していくか、新たな教育手法等の導入をも考慮しつつ検討しております。ただし、これには多大の経費がかかることから、資金獲得の努力を進めておりますが、卒業生・修了生の皆様からもご支援をいただくことができれば、大変大きな力となります。

以上、教育改革の現状についてご説明いたしました。卒業生・修了生の皆様におかれましては、こうした現状をご理解いただき、引き続きご指導、ご鞭撻、ご支援下さいますよう、お願い申し上げる次第です。

法学部長・法学政治学研究科長
山口 厚

法科大学院より：東京大学法科大学院ローレビューについて

今回は、「東京大学法科大学院ローレビュー」についてご紹介します。

ご案内のように、アメリカのロースクールでは、投稿された法律論文を学生編集委員が審査・編集する定期刊行物としてのローレビューが多種多数刊行されています。本法科大学院が2004年に開設された直後から、アメリカのローレビューを参考にした学生主体の定期刊行物という構想が学生側から出され、2006年に第1巻が刊行されました。以来、年1冊ずつ刊行され、今年9月には第8巻を刊行するに至っています。この本法科大学院のローレビューの特徴は、投稿者・執筆者及び編集作業に表れています。

第1に、掲載されている論稿の執筆者には、実務家教員を含む本法科大学院の教員もいますが、主役は本法科大学院の現役の学生（及び修了後1年以内の者）です。本法科大学院では、特定の法的問題について、従来の判例や学説、さらには外国の立法を紹介・分析し、その結果を目次立てて文章化するというプロセスは法曹養成教育という観点からも重要であるという認識の下に、「研究論文」「リサーチペイパー」という授業科目を設けています。投稿論文は、これらの授業の成果物をプラスアップしたものが多いようです。審査を経て掲載に至った論稿は、学生の手によるものとは思えないほど

水準が非常に高く、卓越した研究能力を示すものばかりです。

第2に、毎年選抜を経て10名前後の学生編集委員が任命されていますが、その編集作業は厳正を極めています。投稿論文は、徹底して匿名化され、誰が投稿者か識別できない状態で編集作業に廻されます。編集委員は、投稿論文を読み込み、脚注に引用された文献も逐一チェックして引用の正確性を精査し、論証過程の正確性や内容の新規性・創造性について審査し、その結果を持ち寄って掲載論文を決めるための議論をします。特定の論稿の評価をめぐって、かなり激しい議論が交わされることもあるようです。教員編集委員もありますが、その役割は限定的です。

本法科大学院のローレビューは、法学政治学研究科のホームページからも閲覧できます。トップページ（URLは下記）の下の方にある「研究活動」の中の「法科大学院ローレビュー」をクリックすると、第1巻から最新の第8巻まで、掲載論稿のみならず、各巻の目次や執筆者・編集委員一覧等もPDFファイルで見ることができます。ぜひ一度ご覧になって下さい。

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>

松下淳一（法曹養成専攻長）

公共政策大学院より：リーディング大学院プログラムの試み

リーディング大学院は、博士課程レベルにおいて、研究者だけではなく、グローバルに活躍しうる実務家を養成することを目的とするプログラムであり、2011年度から文部科学省の下で実施されてきました。東京大学では、今年度、公共政策大学院がプラットフォームとなり、文系においては法学政治学研究科や経済学研究科、理系においては工学系研究科、農学生命科学研究科、医学系研究科、情報理工学系研究科、また、学際的な情報学環や新領域創成科学研究科の様々な専攻が連携して、社会構想マネジメントを先導するグローバルリーダー養成プログラムという提案を行い、採択されました。

このプログラムは、グローバルな視野で専門的・俯瞰的知識を用いて課題を発見し、科学技術と公共政策・制度の統合的な解決策をデザインし、多様な関係者と連携しつつ実行できる人材の育成を目指しています。学生は、各研究科等の専攻に属しつつも、分野横断的俯瞰コースワーク、課題研究構想ワークショップ、国際プロジェクト実習に参加し、他分野の専門家や実務家のアドバイスも受けることが求められます。国際プロジェクト実習では、国際機関、海外の研究機関、企業といった現場においてインターンや共同研究の経験をすることが必要であり、そのような場を確保していかなければ

なりません。公共政策大学院においても、これまでの専門職修士課程の経験を基礎に、小規模な博士後期課程の設置を検討しています。

城山英明（公共政策大学院副院長）

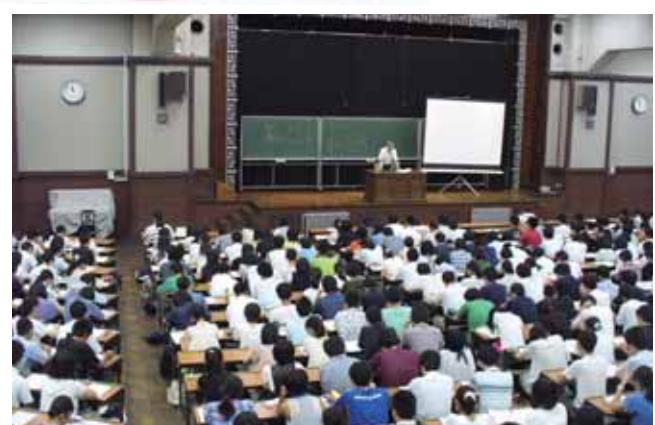


東京大学オープンキャンパス2013 法学部企画開催

「高校生のためのオープンキャンパス」が8月に開催され、法学部では、8日（木）に模擬講義と質問コーナーの2つの企画を展出しました。

模擬講義では、学部長・山口厚教授の挨拶の後、久保文明教授による政治学の講義、道垣内弘人教授による法学の講義が行われ、会場となった25番教室は、講義を聴講する高校生たちの熱気に包まれました。今年度は例年より多くの高校生が参加し、好評でした。もう一つの企画である質問コーナーにも多くの高校生が詰めかけ、8名の助教・法学部生を囲み、法学部での学習や、課外活動、将来の進路などについて様々な質問を行い、回答内容に熱心に聞き入っていました。東京大学法学部での教育に対する高校生の関心の高さがうかがわれる一日でした。

なお、研究科ホームページにも開催報告記事が掲載されておりますので、是非ご覧下さい（「研究科・学部ニュース」No.11）。



午前の模擬講義では25番教室が満席に

ご逝去された先生方を偲んで

今年は春から名誉教授の先生方の訃報が相次ぎました。五十嵐武士先生（アメリカ政治外交史）が5月6日に亡くなられたのに続き、夏になるまでの間に、西田典之先生（刑法）、碧海純一先生（法哲学）が相次いでご逝去されました。数年前まで本郷の教壇に立たれていた先生もおられ、現役の教員や学生も大きな衝撃を受けております。卒業生・修了生の皆様の中には、直接教えを受けられた方々も多いものと存じます。ご学恩とお人柄を偲ぶべく、ここに、関係の深かった現役教員の語る先生方の思い出をお届けさせて頂きます。

碧海純一先生 を偲ぶ



東大法学部現役教授時代の碧海先生

本学名誉教授碧海純一先生が本年7月18日に逝去された（享年89歳）。碧海先生は尾高朝雄教授に師事して法哲学を専攻、いわゆる「尾高シューレ」の俊秀の一人であった。尾高教授が1956年に急逝された後、1959年に神戸大学法学部助教授から東大法学部助教授に転任、1961年に教授昇任、1985年3月に停年退職されるまで、長きに亘り東大法学部で法哲学を講じ、多くの研究者を育成された。法哲学の国際学会である法哲学社会哲学国際学会連合（略称IVR）の理事を長年務められ、IVR世界大会をアジアでは初めて日本で1987年に開催するなど、多大の貢献をされ、IVR理事引退後は名誉理事長の称号を受けられた。初期は論理実証主義に立脚して伝統的な法哲学的思考の形而上学性・独断性を徹底に批判し、価値相対主義的法実証主義の立場を貫徹されたが、1960年代以降はカール・ポパーの批判的合理主義の影響を強く受け、思想・表現の自由や民主制を価値相対主義だけでなく批判的合理主義の観点からも認識論的に擁護する議論を開拓された。しかし、哲学思想の世界に巢食う晦渋・曖昧な言説で人を煙に巻く思弁を排撃して、明晰かつ厳密な議論の規律を哲学的思考に課す姿勢は碧海先生において一貫しており、「Aomizeされる」という表現が流布したほど、法哲学・法学を超えて多くの若き研究者に影響を与えた。私が法哲学研究者を志したのも、先生の反権威主義的批判精神と透徹した思考の明晰性に魂を揺さぶられたからである。また言語と法的社會統制と

の関係に関する関心も晩年まで保持された。語学の才に秀でた先生はクラシック歌曲にも造詣が深く、下手ながら歌好きだった私は先生の自宅でドイツ・リートを歌わされ、ドイツ語の発音を矯正されるなど、この面でも薰陶を受けた。30年以上前に先生から頂いたシーマンとシーベルトの歌曲集のペーター版楽譜2冊、ボロボロになったが、テープで補修しながら、いまだに開いて歌っている。「alsはアルスよりアルツに近いのだよ」という先生の叱声を想起しながら。

井上達夫（教授・法哲学）

西田典之先生 を偲ぶ



法学教室（有斐閣）の座談会にて（2000年）

西田典之先生は、平成25年6月14日、66歳の若さで急逝されました。先生はわが国の刑法研究のまさに第一人者であり、とりわけ共犯論や経済刑法の分野で重要な研究業績を重ねられ、その後の議論に大きな影響を与えてきました。また、先生は法制審議会の委員として多くの刑事立法に関わってこられました。本年2月まで開催された自動車運転による死傷事犯関係の刑事法部会では部会長を務められ、刑法改正案の取りまとめに尽力されました。

先生はすぐれた教育者でもありました。学部の刑法の講義では、常に具体的な事例を挙げながら、刑法理論の意義を生き生きと語られ、多くの受講生を惹きつけました。時折、織り交ぜられる軽妙なユーモアを覚えている方も多いのではないでしょうか（授業内

の設例では、同僚の先生が犯人や被害者になっていました）。体系書である『刑法総論』、『刑法各論』（弘文堂）は教育者としての先生の本領が發揮されており、刑事司法の実務家、研究者、さらに学生に絶大な支持を集めています。学部の演習などで先生の薰陶を受け、検察官、刑事裁判官として活躍されている方も多数にのぼります。刑法の研究・教育に従事している門下生も（私を含めて）6名を数えます。

先生のお人柄は国境や言語の壁を越えて、外国の刑事法研究者も魅了してきました。本年9月に中国の西安で開催された日中刑事法シンポジウムでは、その冒頭で先生を追悼するセレモニーが催され、多くの中国の刑事法研究者が先生のご逝去を悼みました。

先生は刑法各論・経済刑法に関するご論文集を発表される予定であり、既に原稿も入稿済みでしたが、ご生前に公刊することは叶いませんでした。先生のご無念を思うと、ただただ痛切の極みといわざるを得ません。ご冥福を心からお祈りする次第です。

橋爪隆（教授・刑法）

五十嵐武士先生 ご逝去を悼む

五十嵐武士先生にご指導いただいた教え子を代表して、一言、お悔やみの言葉を述べさせていただきます。

今週の月曜日の朝、奥様から訃報をいただきました。いまだに信じられない気持ちでいっぱいです。思い起こせば、1999年5月はじめ、私がワシントンで研究生活を送っているときに、先生が命に係わるご病気を患っていることをご連絡いただきました。しかし、激しい闘病生活のうち、先生は見事に完治され、現役での研究生活に復帰されました。今回も前回同様、必ずや近いうちにまたご本復された先生とお会いできる日があると樂観いたしておりました。

私が五十嵐先生に本格的にご指導いただくようになったのは研究室に入つて三年目であります。

あるとき、このテーマだと、アメリカで新しく出た本で評価が高い本があるから読むよ

うにとのご指導をいただいたのですが、それは電話帳のように厚い本でした。次の週あたり、「読みましたか」と聞かれ、「今読んでいます」とお答えしたところ、「私はもう読みましたよ。とてもいい本です」とおっしゃられました。読む速さも驚きでしたが、若い弟子の研究テーマにつきあい、ご自分の研究テーマとはほとんど関係のない本まで、指導上の必要があるということで、一緒に読んでしまうという姿勢でした。

まるで私の代わりに論文まで書いてくださるかのようなご指導は、自分が指導する側に立つと、そう簡単にできることではないと、いまさらながらより強く感じざるをえません。

先生は指導教授として、そして一人の研究者としても、つねに大変な緊張感と使命感を持たれていたように感じます。

研究においては、それこそ緊張感と使命感の固まりであったように感じます。それは日本のアメリカ研究の水準を引き上げることについての責任感であり、また後進の研究者を育てるについての、東大法学部教授としての使命感でもありました。資料を徹底的に涉獵し、あるいは緻密な理論モデルを導入するなど、先生の師であられる故斎藤真先生とはあえてまったく異なる研究方法を採用され、顕著な成果を挙げられました。研究分野はアメリカの建国期からこんにちのオバマ大統領

にまで及び、アメリカ政治研究だけでなく、比較政治、国際政治分野にまで及ぼしました。

五十嵐先生。

長年のご研究、まことにお疲れ様でした。
長年のご指導、
まことにありがとうございました。
どうぞ安らかにお眠りください。

2013年5月11日

教え子一同を代表して

久保文明(教授・アメリカ政治外交史)

(本稿はご葬儀当日読まれた弔辞から一部抜粋したものである)

2013年度東京大学ホームカミングデイ 法学部企画開催

10月19日(土)、「第12回東京大学ホームカミングデイ」が開催されました。

法学部の企画としては、午後4時から5時15分頃まで、22番教室において、石川健治教授による講演会「輿近憲法改正論議管見」を開催しました。

講演に先立ち、学部長の山口厚教授から、ご来場いただきました卒業生の皆様に、法学部の教員・学生数、卒業後の学生の進路など、法学部の現状についての説明がなされました。

講演者の石川教授は憲法が専門で、講演の内容は、近時盛んになってきた憲法改正議論に関連して、改正案を憲法学の立場から學問的に分析するものでした。残念ながら、紙幅の関係でここにその内容を掲載することはできませんが、たとえば、「公共の福祉」という言葉が改正案で削られていることに関連して、「公共の福祉」概念の古代ギリシアにおける淵源にまで遡り、ヨーロッパにおける「福祉」概念の変遷に言及した上で、日本の憲法学がこの概念をどのように扱ってきたかを論じ、改正案についての通常の理解とは異なる目的が意図されている、という結論が紹介されました。この他、家族に関する規定の意味(ドイツ憲法を参考に)、憲法第9条の英文和訳問題、憲法第96条改正の意味(絶対民主制と立憲民主制との相克)といったテーマについて、短い時間の中、非常に密度の濃い検討がなされ、卒業生の皆様は熱心に講演を聞いておられました。

講演の内容は高度な學問的分析にまで踏み込んでおり、卒業生の方々が聴衆でなければできないような話も含まれ、まさにホームカミングデイならではの講演会となりました。

なお、東京大学全学のメインプログラムである特別フォーラム「未知の領域に挑む」には、法学部の藤原帰一教授がモダレーターとして参加され、大変盛況でした。



「公共の福祉」概念について説明する石川健治教授

学部ホームページの「研究科・学部ニュース」

このニュースレターとは別に、法学部・大学院法学政治学研究科のホームページ(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>)には、「研究科・学部ニュース」のコーナーがあり(トップページ下段の「概要」のメニューをご覧下さい)、写真も含めて随時更新されておりますので、是非ご覧下さい。また、前号でご案内の通り、ホームページには卒業生・修了生向けのページもございますので、どうかご利用下さいようお願い申し上げます。

東京大学
大学院法学政治学研究科
法学部

NEWSLETTER
ニュースレター

No.13
2013年12月発行

[編集・発行]…… 東京大学 法学部・大学院法学政治学研究科 卒業生委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部内
tel 03-5841-3131/3132 fax 03-5841-3174

[写真協力]…… 村上裕一

[デザイン]…… 安孫子正浩(水蒸気图案室)

卒業生・修了生の方々へ

卒業生委員会事務局への連絡先は
以下の通りです。

Tel 03-5841-2776

Fax 03-5841-3119

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp